

(許可条件)

- 1 泉大津市、和泉市、高石市内で発生した一般廃棄物の搬入
- 2 運搬車両は、ごみ飛散防止のためシート等で被覆してください。
- 3 最大積載量が4トン未満の車両での搬入
- 4 可燃物、不燃物、資源物を必ず分別してください。
- 5 ごみの投入に時間を要する場合又は大きなごみや重いごみを投入する場合は、2名以上で搬入してください。

(搬入禁止物)

以下の廃棄物は搬入できません。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条で定める産業廃棄物
- (2) 関係法令によりリサイクルすることが義務付けられた廃棄物
- (3) 焼却炉の燃焼過程において生活環境の保全に支障を来すおそれのある廃棄物
- (4) 爆発物・パレット等
- (5) 土砂、がれき等の不燃物
- (6) 犬、猫、家畜等の動物の死体
- (7) 液状の廃棄物
- (8) 焼却炉の運転管理に支障を来すおそれのある廃棄物
- (9) ごみ処理施設の維持管理上、不相当と認められる廃棄物
- (10) その他、泉北クリーンセンターが指定している廃棄物

(搬入に際しての注意事項)

- 1 予約がない場合は搬入出来ません。必ず事前予約が必要です。
- 2 ダンプ車両以外の車両での搬入については、必ず1番又は2番扉でごみを投入してください。
- 3 ダンプ車両での搬入については、明示している立入禁止区域に絶対に入らないでください。
- 4 荷下ろしのために車両を後退誘導する場合は、いかなる場合があっても車両の後部に立ち入らないでください。
- 5 場内における事故等については、一切責任を負いませんので、通行やごみの荷下ろしの際は、ご注意ください。
- 6 クリーンセンター内では、必ず係員の指示に従ってください。

※上記の条件等に従えない場合は、搬入をお断りさせていただきます。